

(審34)資料1-1

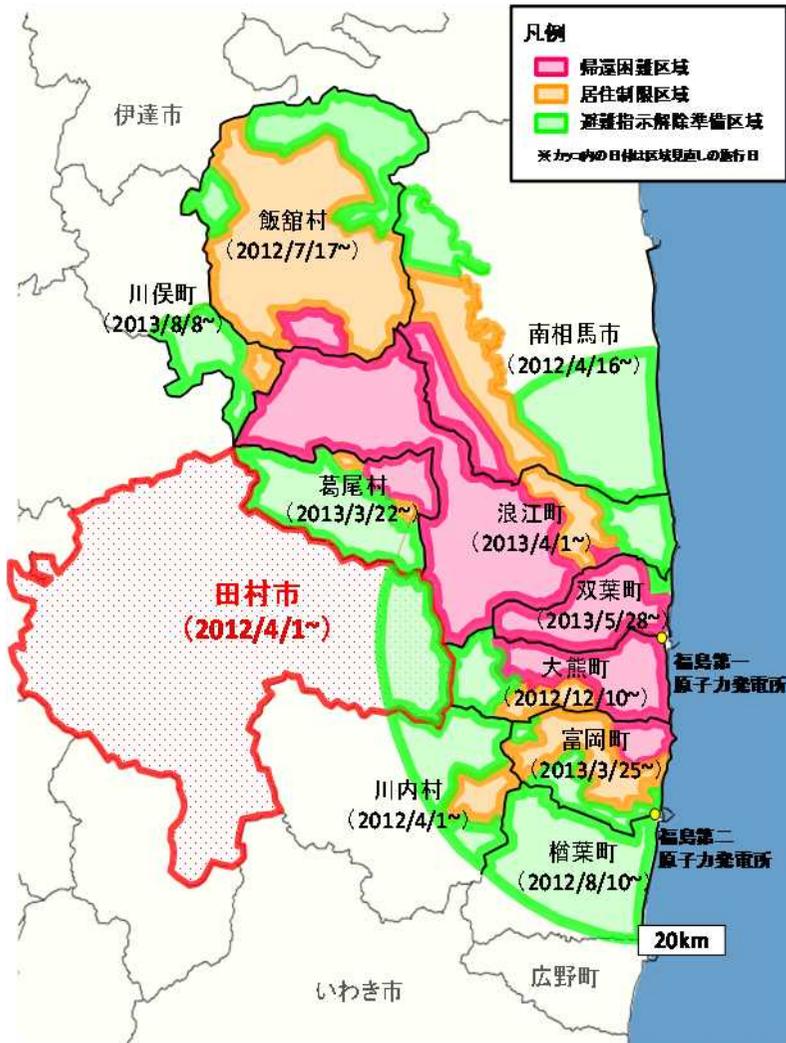
田村市における避難指示区域の現状について

平成25年9月10日
内閣府原子力被災者生活支援チーム

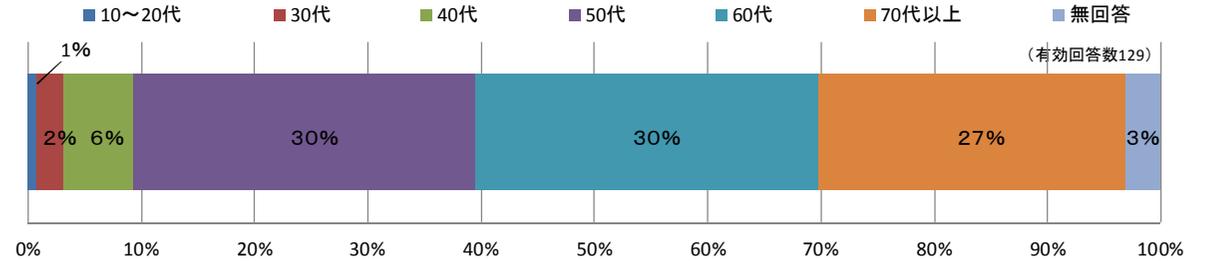
1. 田村市の避難指示区域

- 田村市の避難指示区域(都路第8行政区の一部及び第9行政区)は、平成24年4月1日に、全て避難指示解除準備区域に再編。
- 避難指示区域の人口・世帯は、380名・121世帯(平成23年3月11日の住民登録数)。60代以上が6割弱程度。
- 避難者の約8割は田村市内に避難。
- 避難指示区域の住民の事故当時の職業は、農林畜産業が約4割、建設業が約3割。

(参考1) 避難指示区域の概念図



(参考2) 避難者の年齢層(世帯の代表)



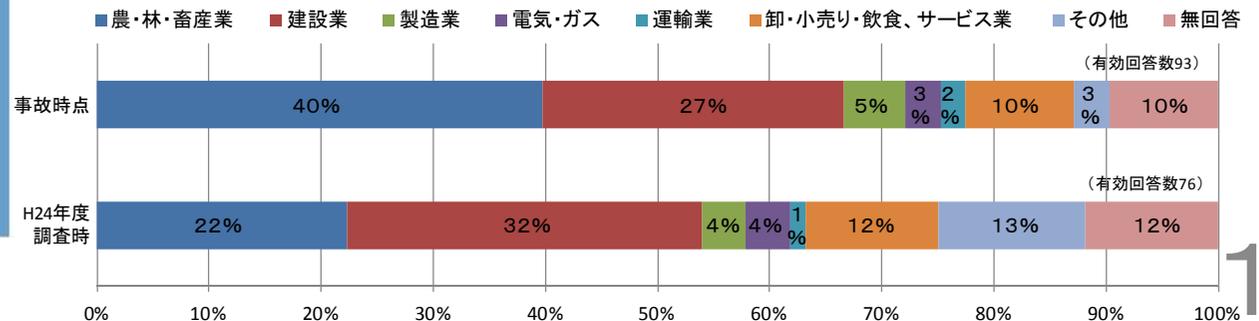
(参考3) 避難している主な自治体



避難先		割合
県内	市内	76%
	郡山市	7%
	三春町	3%
	いわき市	2%
	その他	2%
県外	7%	
無回答	1%	
合計	100%	

出典: 田村市住民意向調査 (有効回答数122)

(参考4) 避難者の職業(世帯の代表)



2. 避難指示区域の見直しの前後の変化

- 避難指示区域の見直しは、ふるさとに戻りたいと考える住民の方々が戻れる環境を整備し、地域の復興・再生をより一層進めていくために行うもの。
- 従前の避難指示区域が避難指示解除準備区域に見直されると、立入規制が緩和されるほか、一定期間の特例的な宿泊や新たな企業活動の開始などが可能になったり、予算などの各種支援措置が利用可能になる。

（参考 1）避難指示解除準備区域の定義 （平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）

- ・避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域。
- ・当面の間は引き続き避難指示が継続されるが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域。

（参考 2）避難指示解除準備区域への見直しによる主な変化

		見直し前 (警戒区域)	見直し後 (避難指示解除準備区域)	区域見直し前後の変化
区域の運用	区域への立入り	× ※1	○	➡ 自宅等への立入りが可能に
	自宅等での宿泊	×	×	➡ —
	特例宿泊	×	○	➡ 一定の時期・期間、自宅への宿泊が可能に
	「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」	×	○	➡ 一定の要件を満たせば、長期間の宿泊が可能に
	新たな事業活動の開始 (企業誘致等)	×	○	➡ 新たな企業の誘致が原則として可能に※2
	既存事業者の事業再開	×	○	➡ 既存事業の再開が原則として可能に※2
	営農	×	○	➡ 避難指示解除準備区域では原則として再開可能に※3
復興策	復興予算 (生活環境整備事業等)	×	○	➡ 復興・再生事業の加速化

※1 市町村長等が一時的な立入りを認める場合を除く。

※2 原則として居住者を対象とする事業は不可だが、病院、福祉・介護施設、飲食業、小売業、サービス業等については、施設の新築や補修、資機材の搬入、在庫管理等、事業の実施 に向けた準備作業は可能。

※3 稲の作付け制限及び除染の状況を踏まえて対応。

（参考 3）その他の区域（居住制限区域、帰還困難区域）（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）

- 居住制限区域：年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の方の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難を継続することが求められる地域
- 帰還困難区域：事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域

3. 避難指示解除の要件

○ 平成23年12月の原子力災害対策本部決定によれば、避難指示解除の要件は以下のように整理される。

①年間積算線量20mSv以下

→ 「避難指示解除準備区域」に設定

②避難指示解除の考え方

- 日常生活に必須なインフラが概ね復旧(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)
- 生活関連サービスが概ね復旧(医療、介護、郵便など)
- 子どもの生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗

③県、市町村、住民との協議

(参考)平成23年12月26日原子力災害対策本部決定 抜粋

- (i) 現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。(中略)
- (ii) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。
解除に当たっては、地域の実情を十分に考慮する必要があることから、一律の取扱いとはせず、関係するそれぞれの市町村が最も適切と考える時期に、また、同一市町村であっても段階的に解除することも可能とする。

4. 除染の進捗状況（環境省除染チームより資料提供）

○ 市内の東側の一部が除染特別地域、その他の地域が汚染状況重点調査地域に指定されており、除染特別地域については国が、汚染状況重点調査地域については田村市が、それぞれ除染を進めている（国又は県が管理する道路、施設、森林等は国又は県が除染）。

1. 除染特別地域における除染について

- 平成24年4月に放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画を国が策定。
- 国が直轄で除染を行う11市町村の除染特別地域のうち、田村市について、国の除染実施計画に基づく除染が終了。
- 除染の結果
 - ・ 除染前の線量が高い地域ほど、空間線量率の低減率は高い
 - ・ 宅地における低減率が他の地目（田畑、森林、道路）に比べて高い（なお、詳細は除染情報サイト(<http://josen.env.go.jp/index.html>)に掲載）
- 今後、除染の効果が維持されていることを確認するため、秋頃を目途に事後モニタリングを実施予定。

（参考）除染工事の概況（平成25年6月23日 田村市住民説明会資料より抜粋）

- ・ 工期：平成24年7月5日～平成25年6月28日
- ・ 実施者：鹿島・三井住友・日立プラントテクノロジーJV
- ・ 作業員数：1日最大約1,300人（延べ約12万人日）
- ・ 除染対象地域：都路町字古道の生活圏及び林縁部から森林側に20m入った部分
- ・ 工事数量
 - － 建物 228,249㎡(121世帯)
 - － 道路 95.6km
 - － 農地 1,274,021㎡
 - － 森林 1,921,546㎡

2. 汚染状況重点調査地域における除染について

- 平成23年11月に放射性物質汚染対処特措法に基づく除染実施計画を田村市が策定（平成24年7月に第2版に改訂）。
- 平成23年11月から平成26年3月末までを計画期間とし、空間線量率が高い地域や、生活圏（特に幼稚園、学校、子供がよく利用する公園等）における除染を優先的に実施。
- 除染の実施状況（平成25年7月末時点、福島県資料より作成）

対象	住宅 (戸)	公共施設等 (施設)	道路 (km)	水田 (ha)	畑地 (ha)	樹園地 (ha)	牧草地 (ha)	森林 (ha)
計画※	18,438	453	0	827.4	388.1	0	441.0	346.3
発注	2,692	146	0	827.4	388.1	0	441.0	346.3
実績	63	58	0	434.4	130.1	0	40.0	3.3
実施率(%)	0.3	12.8	0	52.5	33.5	0	9.1	1.0

※計画は平成25年度末までのもの。

- 仮置場（一時保管所）の整備状況
（平成25年4月末時点、福島県資料より作成）
 - ・ 仮置場における保管：39カ所
 - ・ 現場保管：47カ所

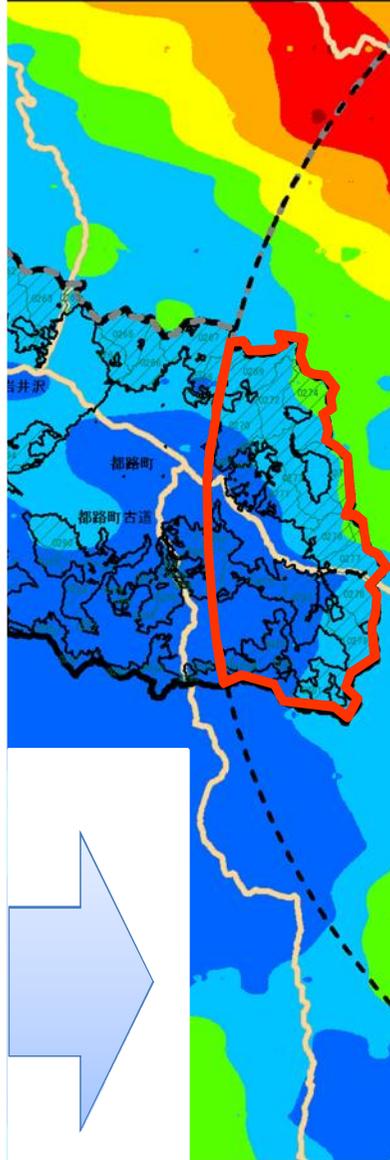
5. 空間線量から推定した年間積算線量の分布の推移

- 事故から2年半が経過し、避難指示区域の大半が、空間線量から推定した年間積算線量が5mSv以下となっている。
- 現時点では、面的には、居住環境(国有林を除いた地域)における線量は、市の他の地域とほとんど変わらない。

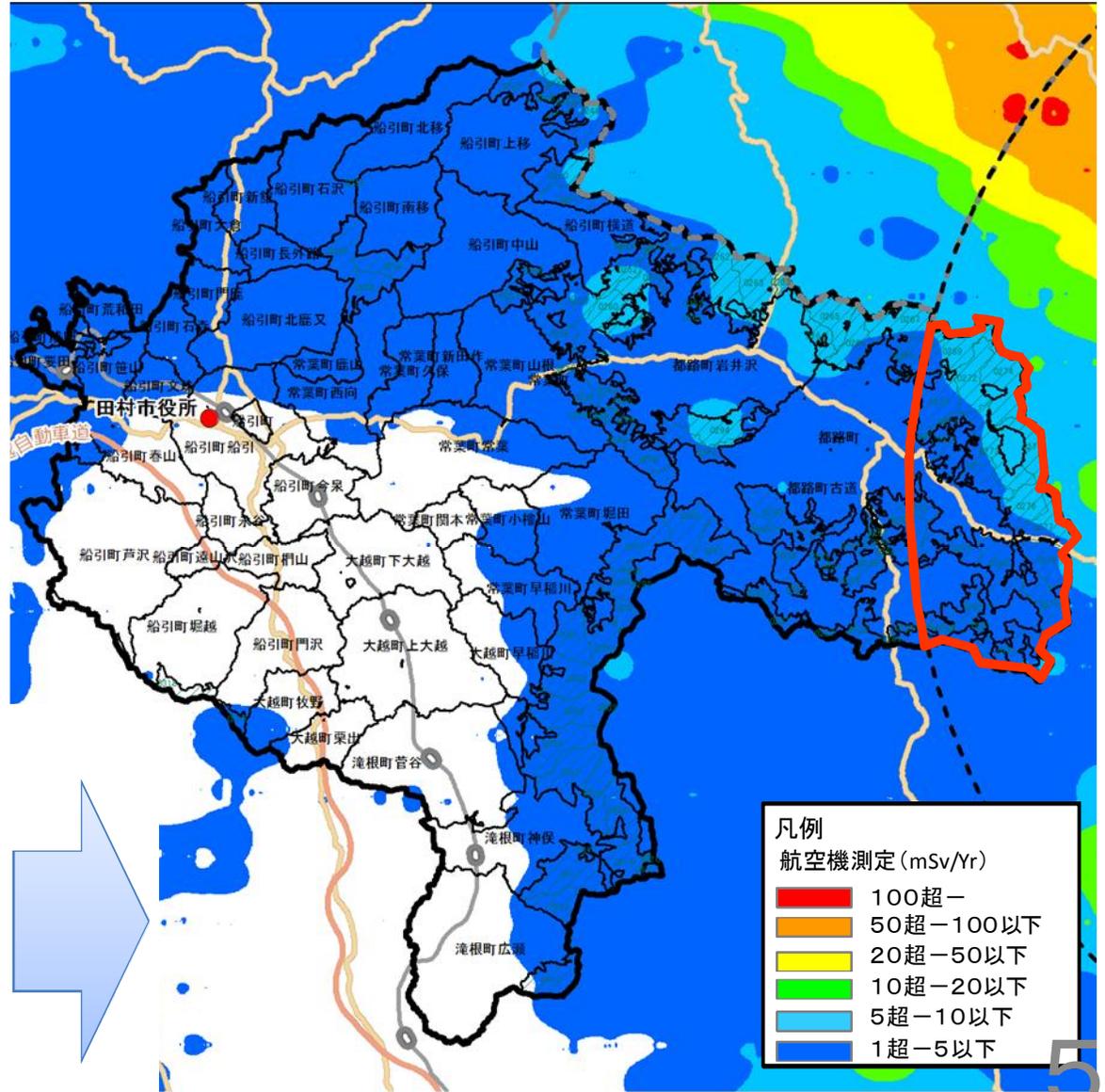
第4次航空機モニタリング
平成23年11月5日時点の線量分布



第5次航空機モニタリング
平成24年6月28日時点の線量分布



第6次航空機モニタリング
平成24年11月16日時点の線量分布



6. インフラ・生活関連サービスの復旧状況

<インフラ>

○ 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラ：概ね復旧済み。

<生活関連サービス>

○ 医療・介護・郵便などの生活関連サービス(隣接地を含む)：概ね復旧済み。

(参考1) インフラの復旧状況

電気	○復旧済み
ガス	○復旧済み
上下水道	○復旧済み
道路	○復旧済み
通信	○復旧済み

(参考2) 生活関連サービスの再開状況

医療施設	○都路診療所、都路歯科診療所が再開済み
介護施設	○まどか荘(都路町)が再開済み。聖・オリオンの郷(滝根)、桜美苑(船引)等周辺地域の介護施設も事業継続中。
郵便	○都路郵便局が再開済み

※ 都路行政局、田村警察署都路駐在所、郡山広域消防都路分署はそれぞれ旧緊急時避難準備区域において再開済み

(参考3) 都路地区の風景



写真：田村市都路地区(避難指示解除準備区域)の国道288号
(撮影：平成25年7月)

(参考4) 都路診療所の外観



7. 復興に向けたその他の具体的な動き

<営農再開>

- 全量生産出荷管理※の下、今年5月に、3世帯(6ha)が平成25年産稲の作付けを開始。
 - ※ 県及び市町村が管理計画を策定し、ほ場毎に吸収抑制対策等を徹底した上、生産量の全量を把握し、全袋検査を実施
 - ※ 昨年は、4地点(合計4アール)にて平成24年産稲の実証栽培を実施した。

<事業再開等>

- 8事業者※のうち、5事業者が事業を再開。そのうち、2事業者は元の場所で再開。
 - ※ 平成25年8月時点で都路商工会に加盟している事業者
- 市の要請を踏まえ、現在、コンビニエンスストアが①避難指示区域内を含めた移動型店舗の出店、②旧緊急時避難準備区域内への立地を検討しており、国・市・事業者が調整中。
- また、旧緊急時避難準備区域内に2箇所の仮設共同店舗を設置する方向で国・市が検討・調整中。

<文教施設>

- 震災前は旧緊急時避難準備区域内の学校等に通学していたが、震災後は同市内船引地区で再開。

(参考1) 事業再開の状況

元の場所で再開	市内(避難指示区域外)で再開	市外で再開	再開未定
・宿泊施設 ・畳店	・製材販売 ・配管工事	・電気工事業	・小売店 ・食品加工販売 ・工務店

(参考2) 文教施設の状況

認定こども園	・認定こども園わかさ幼稚園(園児数 14名 → 14名)
小学校	・古道小学校(生徒数 99名 → 87名)
	・岩井沢小学校(生徒数 39名 → 39名)
中学校	・都路中学校(生徒数 77名 → 59名)

※ カッコ内は平成23年3月時点から平成25年8月時点の人数の変化

(参考3) 営農再開の様子



写真: 田村市都路地区(避難指示解除準備区域)の水田
(撮影日:平成25年6月4日)

8. 「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」

○ 制度概要

原則として避難指示解除準備区域であって、一定の要件を満たしている区域において、避難指示が解除された場合に円滑に生活を再開できるよう、自宅の本格的な清掃や修繕、農地の管理、店舗や事業所等の本格実施に向けた準備作業等を進めやすくする環境を整えるため、住民等の宿泊を可能とするもの。

○ 田村市における「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」の実施。

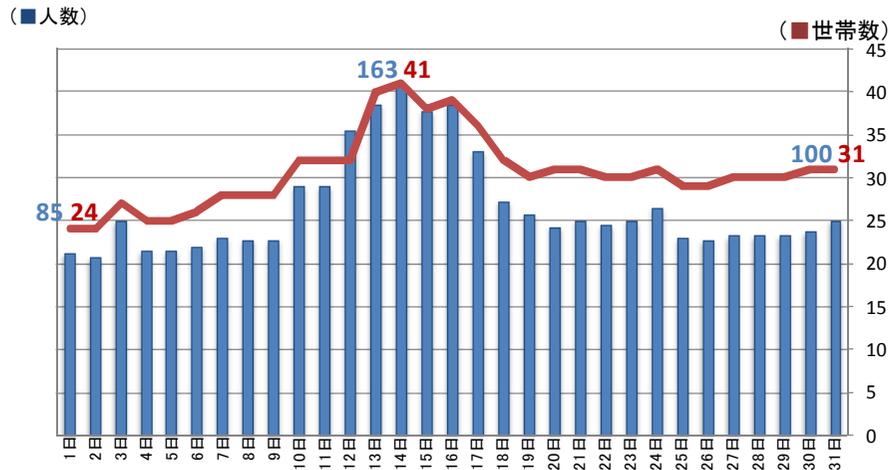
- ・ 田村市都路8・9行政区（避難指示解除準備区域）では、平成25年8月1日から実施中。
※市から「灯まつり」（8月3日、4日）に間に合うように実施したいとの要望あり
- ・ 現在、避難指示区域に居住する住民の方々のうち、約1/4の世帯が恒常的に宿泊。

世帯数 : 35世帯
登録者数 : 113名(男性:56名、女性:57名)
(平成25年9月3日時点)

避難指示解除準備区域の総世帯数 約120世帯
総人口 約380名

- 宿泊者に対して、国と市が連携し、宿泊者への個人線量計の貸与・線量データの説明を行うとともに、宿泊者からの各種相談（インフラ、生活関連サービス、線量に関する各種相談など）に応じる相談窓口を整備している。

(参考1) 8月の宿泊者の推移(日別)



(参考2) 登録者の年齢別分布

0～9歳 : 18名	30～39歳 : 17名	60～69歳 : 33名
10～19歳 : 6名	40～49歳 : 7名	70～79歳 : 26名
20～29歳 : 15名	50～59歳 : 29名	80歳～ : 15名

(平成25年8月末日時点)

(参考3) 都路 灯祭り(8月3日、4日)の灯籠

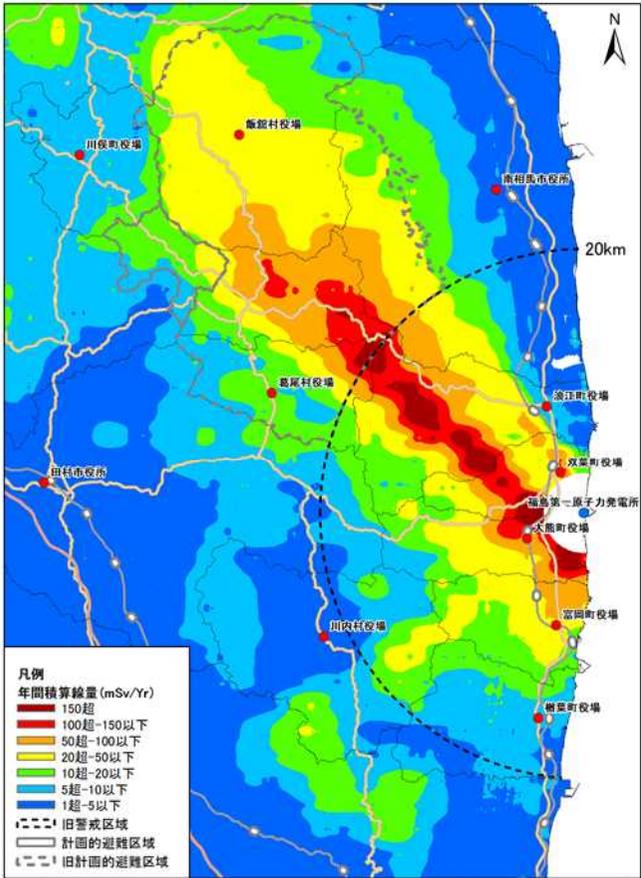


(参考4) 宿泊者のうち希望者に貸与している小型線量計



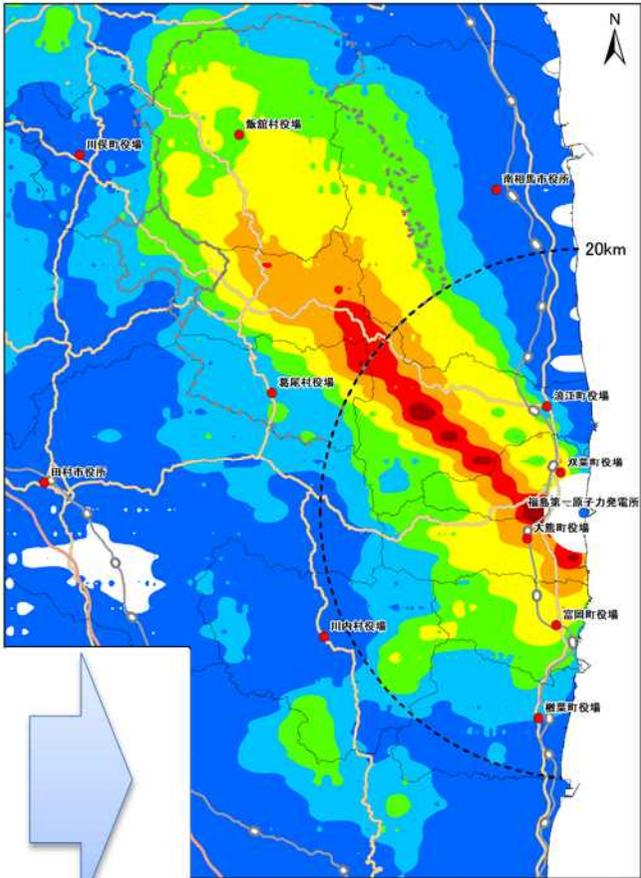
(参考) 空間線量から推計した年間積算線量の分布の推移

第4次航空機モニタリング
平成23年11月5日時点の線量分布



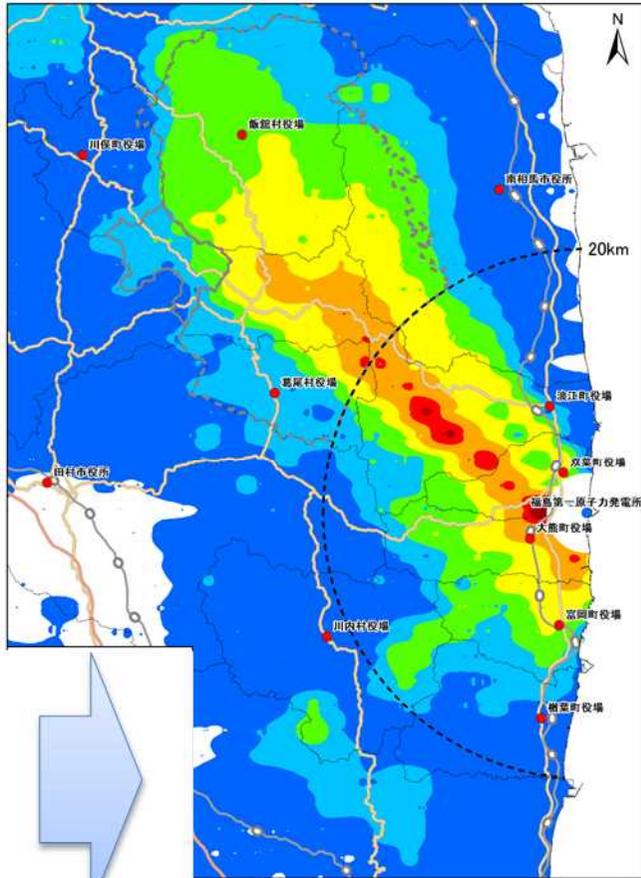
第4次航空機モニタリング結果(2011年11月5日時点の線量分布)

第5次航空機モニタリング
平成24年6月28日時点の線量分布



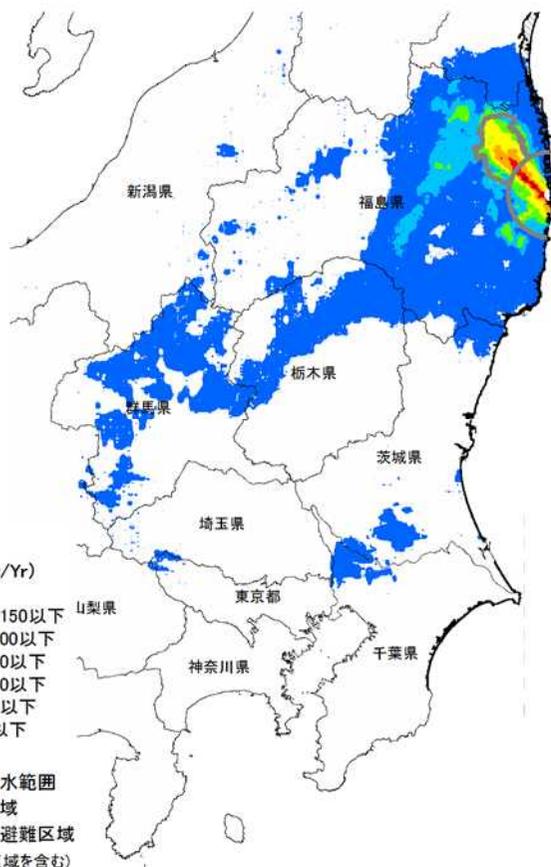
第5次航空機モニタリング結果(2012年6月28日時点の線量分布)

第6次航空機モニタリング
平成24年11月16日時点の線量分布



第6次航空機モニタリング結果(2012年11月16日時点の線量分布)

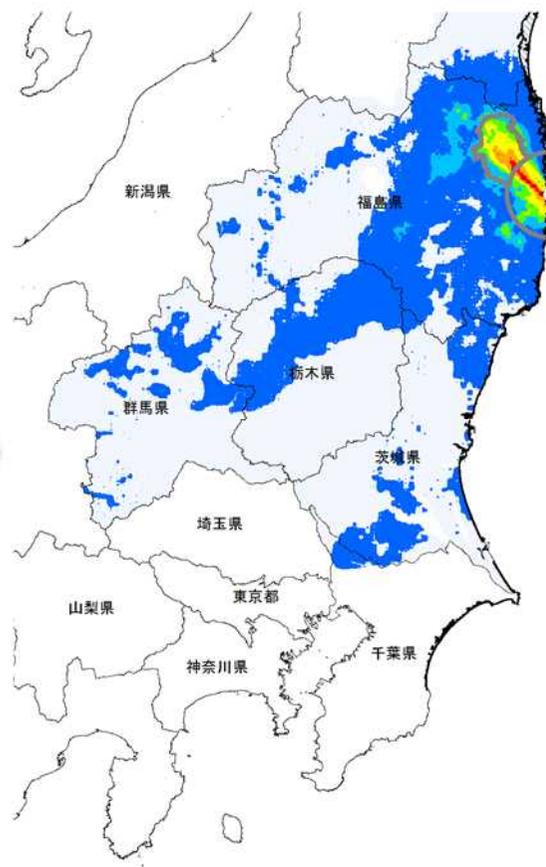
第4次航空機モニタリング
平成23年11月5日時点の線量分布



- 凡例
- 航空測定(mSv/Yr)
- 150超
 - 100超-150以下
 - 50超-100以下
 - 20超-50以下
 - 10超-20以下
 - 5超-10以下
 - 1超-5以下
 - 1以下
- 津波浸水範囲
- 警戒区域
- 計画的避難区域
(見直された区域を含む)
- きは湖沼またはデータ欠測箇所

0 50 km

第5次航空機モニタリング
平成24年6月28日時点の線量分布



第6次航空機モニタリング
平成24年12月28日時点の線量分布

